

核融合科学研究所計測機器等共同利用小委員会要項

運営会議共同研究委員会決定
制 定 平成22年10月6日
最終改正 平成27年9月24日

(設置)

第1条 核融合科学研究所運営会議共同研究委員会核融合研究共同研究委員会に、核融合科学研究所(以下「研究所」という。)の所有する計測機器等の共同利用に関する管理・運営を審議するため、核融合科学研究所計測機器等共同利用小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 小委員会は、研究所の所有する計測機器等の共同利用に関する管理・運営事項を審議する。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議共同研究委員会委員 : 若干名
 - (2) 研究所の研究教育職員 : 若干名
 - (3) 研究所技術部の職員 : 若干名
- 2 その他必要に応じ、核融合又はこれに関連する分野の研究者を委員として加えることができる。
- 3 第2項の委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び幹事)

第5条 小委員会に委員長を置き、運営会議共同研究委員会委員長が指名する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 小委員会に幹事を置き、第3条第1項第1号及び第2号の所内委員のうちから互選により1名を選出する。

(共同利用ルール)

第6条 研究所の所有する計測機器等の共同利用に関しては、別に定める「核融合科学研究所計測機器等の共同利用ルール」に従って行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究所管理部研究支援課において処理する。

附 則

この要項は、平成22年11月1日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年10月19日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初の委嘱に係る委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。

附 則

- 1 この要項は、平成25年10月11日から実施する。
- 2 運営会議共同研究委員会委員の任期満了又は委員の交替に伴って、小委員会委員を新たに委嘱する場合で、運営会議における運営会議共同研究委員会委員の選出前に小委員会を開催する必要がある場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、必要な期間、前委員の任期を延長することができるものとする。

附 則

この要項は、平成27年9月24日から実施する。